

受けつけにちじ
受付日時げつようび どようび ごぜん じ ごごじ
月曜日から土曜日 午前11時から午後7時までにちようび しゅくじつ ねんまつねんし
※日曜日・祝日、年末年始(12/29~1/3)はお休みてんわ
電話

0120-463-931

つうわ むりょう
通話は無料です

メール

kodomo-sodan@city.tokyo-nakano.lg.jp

こちらからメールが送れます

てがみ
手紙

〒165-0027

なかのくのがた

中野区野方1-35-3 子ども相談室 あて



くわしい地図はこちら

ホームページ

なかのく こ そだんしつ
中野区子ども相談室

わたし
私たちがこのリーフレットを
つくりました!
とうきょうけいざいだいがく のむらたけしせんせい がくせい
東京経済大学 野村武司先生と学生

なかのく こ きょういくぶ こ きょういくせいかく
中野区子ども教育部 子ども・教育政策課

2023年3月 発行

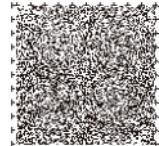
なかのく 中野区

こ けんり かん 子どもの権利に関する条例 じょうれい

できました!

さっし よ まえ
冊子を読む前に…なかのく こ いけん と い
中野区では、子どもの意見を取り入れて「子どもの権利に関する条例く き
(区の決まり)」をつくって、2022年4月からスタートさせました。ひと う しあわ い
すべての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持ってい
ます。この権利は、子どもであっても一人の人間として大切にされます。ひと こ けんり そんちょう ほしょう
また、すべての人が子どもの権利を尊重し、保障することが大切です。なかのく こ ぜんたい こ せいかう ささ
中野区は子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、なかの
子どもにやさしいまち中野をつくっていきます。さっし よ まな
みなさんも、この冊子を読んで学んでいきましょう。

こ けんり かん
子どもの権利に関する条例は、
み こちらでくわしく見られます。

なかのく
中野区

その1

子どもの権利って知ってる？

みんなが生活する中であたりまえに勉強したり、遊んだりすることは、実は権利として認められていることなのです。

生きる権利

育つ権利

守られる権利

参加する権利



その2

大切にしていることはなに？

命が守られる
愛情と理解

思ったことを
話し、聞いて
もらえる

子どもにとって
最もよいこと

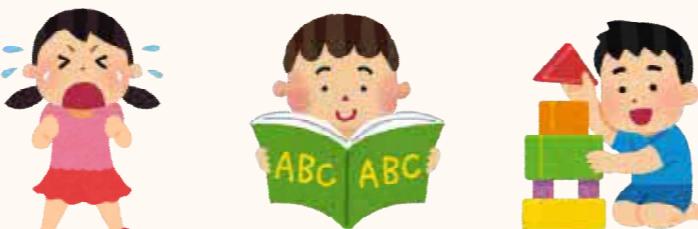
個性を大事に
差別しない

その3

どんなことが保障されるの？

たとえば…

・学び、休み、遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。



・たたかれず、どならずのこと。

・失敗をしてもやり直せること。

・子どもであっても、きちんと話を聞いてもらえること。

条例では、あらゆる場面で保障される子どもの権利が
他にも定めています。ここから確認してみよう！



その4

子どもの権利を守る大人たち

子どもの権利を
みんなで守ります。



安心して
暮らせるよう
に見守ります。
区民



家庭



子ども

学校、児童館などが
協力して子どもの
権利を守ります。

育ち学ぶ施設や団体

子どもにやさしい
まちづくりを行
います。



地域の事業者
子どもの権利を
守るための環境
をつくります。

子どもの権利を
守るために環境
をつくります。

その5

子どもオンブズマン（子どもの権利救済委員）

「子どもオンブズマン」は、みんなの権利を守り、
一緒に問題を解決する人たちです！



相談



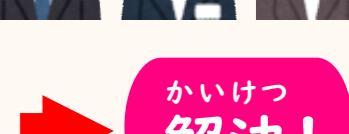
アドバイス・サポート

学校に行きたくない…

グループになじめない…

気持ちの伝え方が

わからない…など



解決！

いろいろな人への働きかけ

あなたに代わって関係者に働きかけます。
もっと仕組みをよくするように意見を出します。

調べます



困った時はどこに相談すればいいのかな？
次のページをチェックしよう！